

第 3 6 回岐阜県農業フェスティバル
会場設営等業務委託仕様書



岐阜県農業フェスティバル実行委員会

1 業務名

第36回岐阜県農業フェスティバル会場設営等業務

2 場 所

・県庁及び県庁周辺

- ・OKBぎふ清流アリーナ（以後「アリーナ」という。）
- ・ぎふ結のもり（以後「公園」という。）
- ・アリーナ北職員駐車場（以後「北駐車場」という。）
- ・県庁前道路
- ・その他県庁周辺道路、及び駐車場

3 会 期

令和7年10月25日（土） 10：00～16：00

26日（日） 9：00～16：00

4 委託業務期間

契約締結日から令和7年11月6日（木）まで

5 業務概要

- 1) 会場レイアウト・小間配置図の作成
- 2) 農業フェスティバルのテーマを考慮したブース設営・管理
- 3) テント・基礎コマ・駐車場等の設営・管理
- 4) 清掃業務
- 5) 交通規制、案内看板等の設置に必要な行政機関への許認可の届出
- 6) 実施計画書の確認等及び許認可申請
- 7) 電気工事
- 8) 出展者の自己都合による追加の通電・電源設置等にかかる料金徴収
- 9) 給排水工事
- 10) 当日運営スタッフ業務

6 業務内容

受託者は、岐阜県農業フェスティバル実行委員会等関係機関と連携し、「第36回岐阜県農業フェスティバル」の会場設営及び当日運営等にかかる各種業務を以下により円滑に進めること。

1) 会場レイアウト・小間配置図の作成

- (1) 受託者は、添付資料「(ア) 農業フェスティバル会場エリア図(案)」に基づき、以下の点を考慮した会場レイアウト案を岐阜県農業フェスティバル実行委員会事務局（以下、「事務局」という。）に提案すること。
 - ①来場者等が安全に移動できる回遊性の高い動線の確保
 - ②来場者等に対する視認性を確保したうえ、各エリアの目的が来場者に伝わる工夫(掲示物等の設置など)
 - ③強風等による事故防止を考慮した各資機材の配置
 - ④来場者がくつろげる十分な休憩スペースの確保
 - ⑤岐阜県の農業や食について来場者が楽しみながら理解できるレイアウト
 - ⑥緊急車両の導線が確保されたレイアウト
- (2) 会場レイアウト案を参考に事務局が作成する小間配置の概要に基づき、詳細な小間配置図を作成すること。なお、作成にあたっては、事務局と適宜調整のうえ実施すること。

2) 農業フェスティバルのテーマを考慮したブース設営・管理

- (1) 第36回岐阜県農業フェスティバルのテーマは「地産地消」と「楽しい農業」とし、農業の楽しさや、岐阜県の農業の魅力、地産地消の大切さについて来場者に遡及するものとする。そのため、受託者は、このテーマや主旨を考慮した会場の雰囲気づくりについて提案し、事務局と調整のうえ実施すること。
- (2) 「楽しい農業」を体感できる農業体験ブースの実施内容について提案し、事務局と調整のうえ、ブース設営及び運営を行うこと。

3) テント・基礎コマ・駐車場等の設営・管理業務

- (1) 工事の種類、施工日時は表1のとおりとする。

表1 工事の種類・施工日時

工事の種類、仕様、数量		日 時	
		搬入・設置	撤去・搬出
アリーナ 屋内・周辺	○資材の搬入、設営、管理、撤去、清掃 ・スロープ、基本パーテーション、ステージ装飾、開会式備品、出展者名板、展示用コマ、テーブル類、看板類等 ・養生シートの設置撤去を行うこと。 ・アリーナ床面を保護するため設営物はすべてコンパネ等を敷きその上に設営すること。 ・アリーナ内北中央入口および南入口にスロープを設置すること。	10月20日(月) ～23日(木) 各日9:00～17:00	10月26日(日) 16:15～21:00 10月27日(月) ～28日(火) 各日9:00～17:00
アリーナ北 職員駐車場	○看板の設置・管理・撤去 ・駐車規制予告看板(U)	10月10日(金) 9:00～15:00	10月27日(月) 16:00～17:00
アリーナ西 駐車場	○資材類等の搬入・テント等準備、管理、撤去、清掃 ・テント、横幕、出展者名板、展示用コマ、販売用コマ、テーブル類、パネル板、看板類等	10月21日(火) 20:00～24:00 10月22日(水) ～24日(金) 各日9:00～17:00	10月26日(日) 16:15～21:00 10月27日(月) 9:00～17:00
公園	○公園内及び歩行者天国用の資材類等の搬入・テント等準備、設営、管理、撤去、清掃 ・テント、側幕、出展者名板、展示用コマ、販売用コマ、テーブル類、看板類、通路養生等 ※傾斜があるため、傾斜調整を考慮し、杭等により転倒防止対策等を行うこと。	10月20日(月) ～23日(木) 各日9:00～17:00	10月26日(日) 16:15～21:00 10月27日(月) ～28日(火) 各日9:00～17:00
県庁前 道 路	○資材の搬入・設営・管理・撤去、清掃 ・テント、横幕、出展者名板、テーブル類、看板類等	10月24日(金) 17:30～21:00	10月26日(日) 16:15～21:00

- (2) 出展ブースにかかる各資材類(テント、テーブル類、パネル類、パーテーション類、イス類、スポットライト等)の仕様、数量については、添付資料「(イ) 農業フェスティバルの主な資材類」を参考のうえ事務局と調整のうえ決定すること。
- (3) アリーナ内関連資材類や看板類等の規格、数量については表2のとおりとする。なお、看板類の規格については、添付資料「(ウ) 農業フェスティバル 看板資材規格」を参照し、看板、パネル等のデザインやゲート等の形態についてすべて業者提案とする。なお、

デザイン案の校正は2回以上とし、事務局と協議し決定する。

- (4) 看板類の設置場所等については添付資料「(エ) 農業フェスティバル 看板設置場所」を参考のうえ事務局と調整のうえ決定するものとし、看板設置にかかるスケジュールについて表3のとおりとする。また、道路看板(U、V、W、X)は、9月5日までに看板と看板の設置方法を示した図案(写真可)及び、それぞれの看板の設置箇所が判る現場写真を、事務局まで提出すること。
- (5) アリーナ内で開催する開会式のアトラクションについては、観客・登壇者が楽しめる演出を提案のうえ、事務局と調整のうえ決定する。
- (6) 会場内の危険個所については、事務局と協議のうえ決定し、トラ柵、ロープ等にて立入禁止エリアを示すこと。
- (7) 工事は施設・資材等の搬入・設置、撤去・搬出を含み、工事が完了したときは、事務局の確認を受けること。
- (8) 工事の施行スケジュールや実施体制について事務局に報告すること。
- (9) 工事の使用は変更することがある。また、詳細な仕様等については事務局と随時確認・調整し、本フェスティバルにかかる一連の設営管理業務等を滞りなく実施すること。

表2 アリーナ内関連資材や看板類等の規格数量

種 類	略号等	仕 様	数 量
アリーナ内 ステージ関連	O	アリーナ内可動式ステージ (W18,000×D6,000×H800) の設 営(カーペットの敷設等) (注) カーペットの色は事務局と事前に協議	一式
	P-1	バックパネル (W18,000×H2,700、袖パネルを含む) (注) デザインを提案し、事務局と協議 デザインは岐阜県の農産物や飛騨・美濃をイメージした デザインとする	一式
	P-2	ステージ催事案内看板 (W900×H1,900) 主催、後援、協賛団体表紙看板 (W1,800×H600)	一式
	Q-1	イントレ3段(ステージ両脇に設置)	一式
	Q-2	ステージ脇階段	一式
	Q-3	ステージ照明、音響設備設置と運営管理	一式
放送工事	R	放送設備を総合案内所内に設置 スピーカー4セット(アリーナ1箇所、屋外3箇所)を同時 、又はそれぞれに使用できるように設置 なお、会場全体に放送が届くよう配慮し設置すること	一式
アリーナ スロープ	S-1	アリーナ入口中央および南入口に設置 アリーナ入口中央は幅3m以上 (注) 台車、車いすが無理なく通行できること 来場者が滞留しないよう十分な幅を確保すること	2か所
アリーナ入口 カーペット	S-2	アリーナ入口中央および南入口に設置 アリーナ入口の床が雨水で濡れることによる来場者の転倒 防止のためのパンチカーペット	2か所
会場案内看板 ※図1参照	T-1	＜会場全体図＞ 2,400×1,800以上、H2,400、片面表装 書き文字 100文字程度(タイトル文字20) 会場図入り、使用色4色	4枚
	T-2	＜会場入口看板＞ 1,800×2,400以上、H2,700、片面表装 書き文字 25文字程度、シンボルマーク入り 使用色4	5枚
	T-3	＜エリアサインタワー＞ イントレ2段以上、H3,800、1面サイン(公園のみ2面) 書き文字 25文字程度 (注) 転倒防止、侵入防止対策を行うこと	5基

種 類	略号等	仕 様	数 量
会場案内看板 ※図 1 参照	T-4	＜トイレ案内看板（屋内用）＞ 600×900、H1,500、両面表装、自立できること 書き文字「トイレ」、矢印	6 枚
	T-5	＜トイレ案内看板（屋外用）＞ 600×1,200、H1,500、両面表装、自立できること 書き文字「トイレ」、矢印	6 枚
	T-6	＜歩行者天国看板＞ 600×1,200、H1,500 書き文字「歩行者天国ここまで」矢印 ※視認性が確保できればサイズ等は変更可	1 枚
	T-7	＜案内所看板＞ 600×1,800以上、H2,100、片面表装 書き文字「総合案内所・警察詰所」、「西案内所」	2 枚
	T-8	＜バス利用者抽選会場看板＞ 450×1,800、H2,100、片面表装 書き文字「バス利用者抽選会場」	1 枚
駐車禁止 予告看板 ※図 2 参照	U	900×1,800、H2,300、書き文字 70文字程度 (注) 道路街路樹、又は街路脇に自立固定すること	3 枚
通行止め 予告看板 ※図 3 参照	V	900×1,800、H2,300、片面表装 書き文字 70文字程度 (注) 看板の両サイドに養生カバー及び、看板上部に赤色 点灯ランプを取り付けること 道路街路樹に固定、又は街路脇に自立固定すること	8 枚
交通規制看板 ※図 4 参照	W	900×1,800、H2,300、片面表装 書き文字 20文字程度、矢印等 (注) 看板の両サイドに養生カバー及び、看板上部に赤色 点灯ランプを取り付けること 道路街路樹に固定、又は街路脇に自立固定すること	8 枚
駐車場看板 ※図 5 参照	X-1	450× 900、H1,200、片面表装 書き文字 35文字程度 (注) 自立または駐車場入口の柵等に固定できること	3 4 枚
	X-2	450× 900、H1,200、片面表装 書き文字 35文字程度 (注) 自立または駐車場入口の柵等に固定できること	2 枚
「満車」シート	X-3	A 2～A 3 サイズ 書き文字 「満車」 (注) X-1、5 配置箇所に配置 X-1、5 に貼付・剥がしが行えること	5 0 枚
駐車不可看板 ※図 6 参照	X-4	900×1,800、H2,300、片面表装 書き文字 50文字程度 (注) 自立または駐車場入口の柵等に固定できること	3 3 枚
シャトルバス 駐車場看板 ※図 7 参照	X-5	900×1,800、H2,300、片面表装 書き文字 50字程度 (注) 自立または駐車場入口の柵等に固定できること	8 枚
	X-6	600×1,800、H2,100、片面表装 書き文字 10文字程度 (注) 自立または駐車場入口の柵等に固定できること	5 枚
シャトルバス 休憩看板 ※図 7 参照	X-7	600×1,800、H2,100、片面表装 書き文字 10文字程度 (注) 自立または駐車場入口の柵等に固定できること	1 枚
駐輪場看板 ※図 1 参照	X-8	600×1,800、H2,100、片面表装 書き文字 25文字程度 (注) 自立または駐車場入口の柵等に固定できること	6 枚

種 類	略号等	仕 様	数 量
駐車場誘導 案内表示看板 ※図 8 参照	Y-1	900×1,200、H1,500、片面表装 書き文字 30文字程度、矢印 (注) 道路街路樹に固定、又は街路脇に自立固定すること	6 枚
シャトルバス 駐車場 案内表示看板 ※図 8 参照	Y-2	900×1,200、H1,500、片面表装 書き文字 30文字程度、矢印 (注) 道路街路樹に固定、又は街路脇に自立固定すること	14 枚
交通規制・ 満車時対応 ブラカード	Z	450×600または450×300、H2,000 (足付き) 書き文字、矢印配置は後日指示 (注) 足付きとすること	30 枚
衛生管理	シンク	1 槽シンク、水栓付き	6 個
	消毒液	手・指消毒用アルコール900mlボトルスプレー (注) 休憩テーブル、案内所、トイレ等に配置すること	30 個
	石けん	手洗い用石鹸の設置 (注) すべてのシンクに設置すること	6 個
	ゴミ箱	可燃ゴミ用 2 個/セット ※設置図参照 ビン・カン・ペットボトル・ペットボトルキャップ 回収用の 4 種類のゴミ箱 ※設置図参照 汁かご+ザルの設置 ※設置図参照	25セット 25セット 25セット
会場内休憩所	テーブル セット	休憩コーナーの設置 (1セット=テーブル1+イス5) 各テーブルにはテーブルクロスを敷くこと (注) 歩行者の邪魔にならないよう、会場全体に配置すること	80セット
催事業務	開会式 (ステージ アトラクション)	<オープニングアトラクション> 紙テープ式ロケットショット、ステージ天上からの野菜風 船など観客が楽しめるもの (注) 開催前日(金曜日)にリハーサルを行うこと 進行、具体的な内容は、後日事務局より指示	一式
	開会式MC	開会式用MCを準備すること (注) 進行については、後日事務局より指示	1 人
	ステージ アテンド	アテンド2名を準備すること (注) 進行については、後日事務局より指示	2 人
その他	車いす	手動式 (注) 総合案内所に4台、西案内所に4台設置すること	8 台
	ベビーベッド	おむつ替え用ベビーベッド (注) 授乳室に設置すること	1 個
	布団	救護室用の布団 (汚れ防止用の防水シートを含む)	4 組
	パーテー ション	アリーナ内授乳室用	4 枚
	消火器	手動用ABC消火器 (注) 総合案内所に5個、西案内所に3個、本部に2個設置	10 個
	無線機	会場全体をカバーする通信範囲を有する ・デジタル、中距離通話タイプ ・満充電時、10時間以上の運用が可能 ・開催前に、会場一帯(施設内も含む)で、十分な感度を 有し、運用可能であるかどうか事務局員立会で確認を行 う	30 台
	拡声器	・ショルダーハンド兼用	8 台
	通路養生	・会場内動線上の段差場所等に、車いす等に配慮したスロ ープを設置すること	一式
	AED	総合案内所に1台、西案内所に1台	2 台

種 類	略号等	仕 様	数 量
その他	看板	・駐輪禁止看板 2 枚 450× 900、H1,200、片面表装 書き文字 40文字程度 設置場所：公園南側歩道 (注) 自立または駐車場入口の柵等に固定できること ・身体障害者用駐車場看板 2 枚 450× 900、H1,200、片面表装 書き文字 40文字程度 設置場所：身体障害者用駐車場（県庁舎北側） (注) 自立または駐車場入口の柵等に固定できること ・ゴミ集積場看板 2 枚 450× 900、H1,200、片面表装 書き文字 40文字程度 設置場所：公園北側及びアリーナ東側に設置するゴミ集積場 (注) 自立または駐車場入口の柵等に固定できること	6 枚
	ウェイト	A型バリケード用ウェイト	一式

表 3 看板設置に関する工事の種類・使用・スケジュール等

工事の種類、仕様、数量		日 時	
		搬入・設置	撤去・搬出
会場周辺 道 路 ・ 県庁周辺 駐車場	○看板の設置・管理・撤去 ・通行止予告看板(V)	1 0 月 1 7 日(金) 9:00～15:00	1 0 月 2 6 日(日) 21:00～23:00
	○看板の設置・管理・撤去 ・交通規制看板(W)	1 0 月 2 4 日(金) 6:00～8:00	1 0 月 2 6 日(日) 21:00～23:00
	○看板の設置・管理・撤去 ・駐車場看板(X)、駐車場案内看板(Y)	1 0 月 2 3 日(木) 9:00～15:00	1 0 月 2 6 日(日) 16:10～23:00

※県施設の利用状況により、作業場所、作業可能時間などは変動することがあるため、随時、事務局と調整を行い、本催事を円滑に行うこと。

4) 清掃業務

- (1) 業務期間はイベント開催当日(10月25日、26日)から、設営資材撤収終了時(10月27日、28日)とする。
- (2) 清掃員は、清掃業務の経験が豊富な者とし、清掃員は全員同一のユニフォームを着用すること。
- (3) 清掃業務の責任者を明確にすること。
- (4) 清掃業務については、シフト表を作成すること。
- (5) 清掃にかかる資材、仕様、数量については表4を参考のうえ、事務局と調整のうえ決定すること。
- (6) 清掃員は、会場となるアリーナ、北駐車場、公園、県庁前道路、県庁及び議会棟前駐車場のゴミ収集(捨汁等運搬含む)及び分別(会場内のゴミ処理、捨汁等処理を含む)を行うとともに、消毒液の管理、トイレ等における異物混入防止などの管理を行うこと。
- (7) アリーナ内外の自動販売機に設置しているゴミ箱のゴミ、及び「ひろえば街が好きになる」コーナーで会場から回収されたゴミも併せて収集すること。
- (8) 会期中(25日、26日)は、速やかにこまめなゴミの収集(捨汁等運搬を含む)に努め、ゴミ箱から、ゴミがあふれることのないようにすること。
- (9) アリーナ内トイレ及び屋外トイレにはチェック表を設置し、担当者が30分間隔で必ず見回りを行い、汚れなどのこまめな清掃及び異物混入などの確認管理を行うとともに、トイレットペーパーの不足が生じないように確認を怠らないこと。
- (10) ゴミ箱等の設置場所は、添付資料「(オ)農業フェスティバル ゴミ箱設置場所」を参考とし、事務局と調整のうえ決定すること。
- (11) 上記の他、会場内の清潔感・衛生環境を保つための方策について提案すること。

表4 清掃業務にかかる仕様・数量

種 類	区 分	仕 様	数 量
清掃業務	作業員	10月25日(土) 8:00～17:00 (会場全体)	35人
		10月26日(日) 8:00～17:00 (会場全体) 17:00～21:00 (撤去後清掃)	35人 15人
		10月27日(月) 7:30～ 9:30 (会場全体)	10人
		10月28日(火) 8:30～13:00 (アリーナ)	2人
	消耗品	ごみ袋 透明又は半透明のもの(90L以上)	1,000枚
		トイレットペーパー (屋外トイレ用)	300巻
		トイレットペーパー (アリーナ内及び県庁内用) (芯無し 100～180m巻)	600巻
	ゴミ処分	ゴミ処理車手配、処分業務(捨汁等運搬処分含む) ※なお、ゴミ処理車の内訳は以下のとおりとする 可燃ゴミ用・・・8車(回収 土、日曜日の夕方又は翌朝) ビン缶用・・・1車(回収 月曜日の早朝) ペットボトル用・・・1車(回収 ")	10車
	ゴミ箱 ※再掲	可燃物と不燃物(ビン・缶)、汁物等を分別	25セット
	管理費	清掃業務管理費	一式

5) 交通規制、案内看板等の設置に必要な行政機関への許認可・届出

- (1) 農業フェスティバル開催に伴う交通規制、案内看板等の設置に際し、道路管理者である岐阜土木事務所長及び岐阜国道維持出張所長あてで、道路の占有許可申請書及び作業届を9月末までに作成し、提出すること。
- (2) 道路の占有許可申請書及び作業届には、申請書(届)に交通規制、案内看板の①設置一覧、②設置位置図、③設置場所写真、④作成看板画像(予定図)、⑤看板取付方法及び、⑥緊急連絡網を添付すること。
- (3) 道路の占有許可申請書及び作業届は、各2部作成し岐阜土木事務所と岐阜国道維持出張所に提出すること。
- (4) 作業届が受理された後、直ちに岐阜国道維持出張所長あてで作業着手届を提出すること。
- (5) フェスティバル終了後、直ちに岐阜国道維持出張所長あてで作業完了届を提出すること。
- (6) 上記の申請(届出)に用いた書類、及び岐阜土木事務所と岐阜国土維持出張所から受理した書類は、申請(届出)・受理の度、遅滞なく事務局に写しを提出すること。

6) 出展計画書の確認等及び許認可申請

出展計画書の確認や一覧表等の作成、及び保健所等への許認可申請書の作成及び申請業務について以下により実施するものとし、常に事務局と協議を行い、諸資料等の作成を行うこと。また、申請以降においても、再修正等が必要な場合や、許認可機関より修正指示があった場合は、速やかに対応すること。

(1) 出展計画書等の確認補助

- 「岐阜県農業フェスティバル出展要領」に基づき、出展希望者が事務局に提出する出展計画書等様式作成補助及び事務局に提出された出展計画書の記載不備や不明内容の確認を行い、修正点等の整理を行うこと。
- 以下の衛生管理や火災予防に関する事項については、申請手続に係る重要事項であるため特に留意し、小間内配置等、徹底した確認等を行うこと。
 - ・ 手洗い、消毒設備、廃棄物容器等の衛生設備にかかる小間内配置
 - ・ 飲食提供品目、食品取扱品目、許可区分等
 - ・ 火気使用にかかる防火対策、消火器配置等
- 出展者説明会における確認
 - 9月上旬に開催予定の出展者説明会において、出展者と内容確認を行い、修正を行うこと。

(2) 出展計画書記載内容の一覧表作成補助

- 事務局が出展計画書等を基に一覧表を作成するため、その確認を行うこと。
- 一覧表を基に、資材の発注、申請手続、駐車許可証等の発行を行うため、記載漏れ等がないか十分に確認をすること。

(3) 会場内小間配置図等の作成

- 事務局が作った大まかな会場内小間配置図を基に、電気配線や資材設置等を考慮し、以下の使用に耐えられる規格で且つ電子ファイルにより作成すること。
 - ・ 会場全体図やエリアごとの拡大図が鮮明に印刷できる図とすること
 - ・ 上記図において、A4及びA3サイズとした場合、出展者名、場所等が鮮明に分かる図とすること。

（４）保健所への食品衛生営業許可申請

○食品衛生法第５２条第１項および岐阜県食品衛生条例第４条の規定に基づく食品衛生営業許可申請について、以下の要領に基づき申請事務の代行を行うこと。

①申請に必要な書面類の作成・収集

- ・会場内小間配置図、及び関連法令に合わせ修正した実施計画書を作成すると共に、必要に応じ、前処理施設許可証の写し、通常営業許可証の写しを出展者から収集すること。

②申請に必要な食品衛生責任者を配置

- ・申請には食品衛生責任者の配置が必要であるため、調理師免許等の資格を有した者、又は岐阜県食品衛生協会が主催する食品衛生責任者講習会（受講料 10,000 円）の受講を修了した者を配置すること。

③岐阜市保健所への申請書類提出期限：１０月１０日（金）

- ・参考：第 35 回農業フェスティバル食品衛生臨時営業許可申請手数料 2,000 円

④書面類の提出後、申請書類一式の写しを速やかに事務局へ提出すること。また、指摘事項がある場合は速やかに事務局へ連絡し、修正指示に従い対応すること。

（５）消防署への各種書面類の届出

○岐阜市火災予防条例第４２条の２に基づき、本フェスティバルを指定催しに指定する旨、事務局に通知を受けた場合、以下の要領に基づき露店等の開設届出にかかる諸事務の代行を行うこと。

①届出に必要な書面類の作成

- ・岐阜市火災予防条例第４５条第６号及び岐阜市火災予防規則第９条第６号に基づく露店等の開設届出書を作成すると共に、火気使用出展者の会場内出展位置図、各出展者の使用火気類に係る一覧表、発電機設置場所等の資料を作成すること。
- ・岐阜市火災予防条例第４２条の３第２項及び岐阜市火災予防規則第６条の３に基づく火災予防上必要な業務に関する計画提出書を作成すると共に、本フェスティバルにおける火災予防上必要な業務に関する計画、安全・安心計画等の資料を作成すること。

②岐阜南消防署への提出期限：１０月１０日（金）

③書面類の提出後、提出書類一式の写しを速やかに事務局へ提出すること。また、指摘事項がある場合は速やかに事務局へ連絡し、修正指示に従い対応すること。

（６）開催実施計画等の作成補助

○会期中において、関係者が円滑に運営等を遂行するため、会場内の情報をまとめた開催実施計画を事務局が行うため、その補助を行うこと。

7) 電気工事

- (1) 発電機の配置、配線は、出展者から提出される電気使用計画を基に施工計画を作成すること。
- (2) 各出展間の電気使用量は1口（100V、1500W）を規定とする。なお、各出展小間の電気使用量等については別添「（カ）第35回岐阜県農業フェスティバル電気設備」を参照すること。
- (2) 工事の種類、施工日時は、表5のとおりとする。また、工事には、配線施設、スポットライトの取り付け等の搬入設置、搬出撤去を含むものとする。
- (3) 通電時間は10月25日（土）、10月26日（日）の6：00から16：00までとする。
- (4) 各発電機設置箇所に消火器を設置すること。
- (5) アリーナ内は、アリーナ管理者と相談の上、アリーナ南東の配電盤等より電気を取り出しすること。
- (6) 電気配線などで段差ができる箇所は、来場者が転倒しないよう必要な措置を行うこと。
- (7) トラブル等を勘案し、予備の発電機を用意すること。
- (8) 工事が完了したときは、事務局職員の確認を受けること。
- (9) 工事の仕様等は、変更を生じることがある。

表5 電気工事の種類および施工日時

工事の種類		日 時	
		搬入・設置	撤去・搬出
アリーナ内	電気配線（配電盤周りの養生等を含む） コンセント取り付け 各小間にスポットライト取り付け	10月20日（月） ～23日（木） 各日9:00～17:00	10月28日（火） 9:00～17:00
公園	発電機設置（想定使用電気総量 60kw） 電気配線 コンセント取り付け		
アリーナ駐車場（正面） 県庁来庁者駐車場（正面・西）	発電機設置（想定使用電気総量 20kw） 電気配線 コンセント取り付け	10月22日（水） ～23日（木） 各日9:00～17:00	10月27日（月） 9:00～17:00
アリーナ北側駐車場	発電機設置（想定使用電気総量 100kw） 電気配線 コンセント取り付け		
県庁前（キッチンカー用）	発電機設置（想定使用電気総量 30kw） 電気配線 コンセント取り付け	10月24日（金） 17:30～21:00	10月26日（日） 16:30～21:00

8) 出展者の自己都合による追加の通電・電源設置等にかかる料金徴収

- (1) 電気通電については、1口（100V、1500W）を規定とするが、2口以上の設置や200V電源の利用、あるいは夜間通電（24日（金）の出展者設営以後から翌日6：00の通電、もしくは25日（土）16：00から翌日6：00の通電等）など、出展者の自己都合により規定以上の通電を希望する場合は、当該出展者からの電源設置や電気使用量にかかる公正な料金徴収方法を提案し、事務局と協議のうえ実施すること。
- (2) なお、料金を徴収する場合においては、徴収先、徴収額等、実績に関わる資料として、請求書、納品書、領収書の写しを事務局に提出すること。

9) 給排水工事

- (1) 工事の種類及び施工時期は、表6のとおりとし、工事の位置等については、別添「(キ) 岐阜県農業フェスティバル会場給排水図」を基に別途事務局と調整し決定する。
なお工事には、施設、資材等の搬入・設置の他、撤去・搬出を含む。
- (2) 工事が完了したときは、事務局員の確認を受けること。
- (3) 工事の仕様等は、変更を生じることがある。

表6 排水工事の種類および施工日時

工事の種類		日 時	
工事名称	数 量	搬入・設置	撤去・搬出
○アリーナ北西 ＜給水工事、撤去＞ ・1槽シンク、 水栓（各1個付き）設置 ・給水管配管 ＜排水工事＞ ・下水溝までの排水管配管	6台（再掲） 100m（20φ） 30m（20φ）	10月23日（木） 9:00～17:00	10月27日（月） 9:00～17:00

10) 当日運営スタッフ業務

- (1) 会期中の運営業務を行うスタッフについて表7のとおり用意すること。
- (2) スタッフはイベント経験のある者とし、会期中はスタッフ証を着用すること。
- (3) 当日運営スタッフのシフト表を作成すること。
- (4) 各業務には担当の担当県職員を置くため、指示に従い業務にあたること。必要に応じて事前に業務に係る資料（スタッフマニュアル）を送付することがある。
- (5) 業務の仕様等は、変更を生じることがある。

表7 当日運営スタッフの業務内容および人数

業務	スタッフ人数		時間	内容
	土	日		
開会式受付	4	—	8:00～10:00	※案内所業務と兼務可
総合案内所	6	6	8:00～16:30	来場者の問い合わせ対応・案内図の配布 落し物受付、車いす買い出し（記録簿あり） （手話通訳者1名＋要約筆記者1名 同席）
場内放送 （総合案内所併設）	1	1	8:00～16:30	マニュアルおよび放送依頼書に基づき放送
西案内所	4	4	8:00～16:30	来場者の問い合わせ対応・案内図の配布 落し物受付、車いす買い出し（記録簿あり） （手話通訳者1名＋要約筆記者1名 同席）
バス抽選会 （西案内所併設）	2	2	8:00～16:30	景品の準備、抽選の運営 抽選結果集計表の記録
周辺道路対応	3	3	8:00～16:30	指定する交差点の渋滞状況、駐車場利用率を 定時記録し、本部へ報告 ※スタッフ人数分自転車を用意する
バス停	3	3	7:30～16:30	乗降客への案内、降車客に抽選券配布 乗車人数の記録
記録写真	1	1	8:00～16:30	開会式・会場風景・各出展者の写真撮影
合計	24	20		

1 1) その他特記事項

- (1) 本業務実施にあたっては、事務等を効率的に進めるため、各業務の内容に関するスケジュールを明確化するとともに、事務の進め方についてあらかじめ事務局と調整した上で業務にあたること。
- (2) 会期中は大会本部に現場責任者を常駐させ、トラブル等が生じた際に対応できるよう会場内に待機し、迅速に対応できる体制を整えること。また、適宜巡回を行い、不備がある場合には対応すること。
- (3) 会場設営物による来場者への怪我等がでないよう細心の注意を払うとともに、設営受託者に起因する来場者等の損害に対応するため、イベント保険（施設賠償責任保険等）に加入するものとし、9月末までにその保険証書の写しを事務局に提出すること。
- (4) 強風時のテントの取扱い等について出展者に周知するため必要事項をまとめた資料を出展者説明会までに準備すること。
- (5) 本委託事業に係る安全管理組織図、緊急連絡網を作成し、9月末までに事務局へ提出すること。なお、組織図や連絡網資料には、清掃、電気、給排水工事、ステージ照明・音響管理等を別業者で行う場合は、必ずその各業者の責任者（当日現場にいる者）の名前、連絡先（携帯電話番号）を記載すること。
- (6) 本委託業務に従事する全ての者の身分証明書（運転免許証等）を9月末までに事務局へ提出すること。
- (7) 事務局が別に契約する警備業務等を行う業者と連携を密に図ること。
- (8) 事務局が作成した小間配置、電気使用計画に基づき、各種レイアウト図や電気配線などの図面を作成し、事務局へ協議すると共に速やかに対応すること。
- (9) 仕様書に掲載している会場図、規格、数量等について変更がある場合、別途協議し、契約変更もしくは指示書にて対応すること。

7 業務実施状況の報告

委託者である実行委員会は、必要と認めるときは、委託業務の実施状況について、何時でも受託者に対し報告を求めることができる。

8 業務完了後の提出書類

受託者は本業務完了後、速やかに委託業務完了届を提出すること。

完了届には、工事等完了写真（設営資材、各コーナーの設営、看板等の設置、工事状況が判る写真等）を添付すること。

9 業務の適正な実施に関する事項

1) 関係法令の遵守

委託事業の実施にあたっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他法令のみならず、維持管理、安全管理、衛生管理、労務管理や危機管理等に関する法令を遵守しなければならない。

2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、実行委員会と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

3) 個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、知事が保有する個人情報の保護に関する規則（令和5年岐阜県規則第21号）及び別記1「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めなければならない。

また個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱特記事項」によること。

4) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

5) 検査等

実行委員会は事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問を行う場合がある。

10 著作権等について

著作権については、別紙「著作権等取扱特記事項」によること。

11 不当介入における通報義務について

(1) 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない、不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は、入札参加資格を停止することがある。

(2) 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長を請求することができる。

12 業務の継続が困難となった場合の措置について

実行委員会と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難となった場合の措置は、次のとおりとする。

1) 受託者の責に帰すべき事由により業務が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難になった場合には、実行委員会は契約の取消しができる。そのために、実行委員会に損害が生じた場合には、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

2) その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、実行委員会及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除することができるものとする。なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者が業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

13 その他

1) 本仕様書に記載のない事項については、両者協議により業務を進めるものとする。

2) 契約後に本仕様書に変更が生じた場合は、契約の変更を行うものとする。

3) 台風の接近により、開催できなくなる恐れがある場合は、原則10月21日（火）の正午までに開催中止の判断を実行委員会が行う。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

（責任体制の整備）

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の届出）

第3 乙は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定め、書面によりあらかじめ、甲に届け出なければならない。責任者及び事務従事者を変更する場合も、同様とする。

2 乙は、責任者に、本特記事項に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 乙は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

4 乙は、責任者及び事務従事者を変更する場合の手続を定めなければならない。

（教育の実施）

第4 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記事項において事務従事者が遵守すべき事項その他この契約による事務の適切な実施に必要な教育及び研修を、事務従事者全員（派遣労働者を含む）に対して実施しなければならない。

（収集の制限）

第5 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

（目的外利用・提供の制限）

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

（漏えい、滅失及び毀損の防止）

第7 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 乙は、甲からこの契約による事務を処理するために利用する保有個人情報の引渡しを受けた場合は、甲に受領書を提出しなければならない。

3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更しようとするときも、同様とする。

4 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を運搬する場合は、その方法（以下「運搬方法」という。）を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとするときも、同様とする。

6 乙は、事務従事者に対し、身分証明書を常時携行させるとともに、事業者名を明記した名札等を着用させて事務に従事させなければならない。

7 乙は、この契約による事務を処理するために使用するパソコンや記録媒体（以下「パソコン等」という。）を台帳で管理するものとし、甲が同意した場合を除き、当該パソコン等を作業場所から持ち出してはならない。

8 乙は、この契約による事務を処理するために、私用のパソコン等を使用してはならない。

- 9 乙は、この契約による事務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 乙は、第1項の個人情報を、秘匿性等その内容に応じて、次の各号の定めるところにより管理しなければならない。
- (1) 個人情報は、金庫、施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等に保管しなければならない。
 - (2) 個人情報を電子データとして保存又は持ち出す場合は、暗号化处理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
 - (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された記録媒体及びそのバックアップデータの保管状況並びに記録された個人情報の正確性について、定期的に点検しなければならない。
 - (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、年月日及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

- 第8 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、事務の完了時に、甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録されたこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、立会者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(秘密の保持)

- 第9 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

- 第10 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された保有個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

- 第11 乙は、この契約による事務については、再委託(第三者にその取扱いを委託することをいう。以下同じ。)をしてはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。
- 2 乙は、個人情報の取扱いを再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。
- (1) 再委託を行う業務の内容
 - (2) 再委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託が必要な理由
 - (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
 - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
 - (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
 - (8) 再委託の相手方の監督方法
- 3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の安全管理の方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、この契約による事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。
- 6 再委託した事務をさらに委託すること(以下「再々委託」という。)は原則として認めない。ただし、やむを得ない理由により再々委託が必要となる場合には、第2項中の「再委託の内容を変更しよ

うとする場合」として扱うものとする。

7 前項の規定により再々委託を行おうとする場合には、乙はあらかじめ第2項各号に規定する項目を記載した書面に代えて、次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再々委託を行う業務の内容
- (2) 再々委託で取り扱う個人情報
- (3) 再々委託の期間
- (4) 再々委託が必要な理由
- (5) 再々委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
- (6) 再々委託の相手方における責任体制並びに責任者及び業務従事者
- (7) 再々委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
- (8) 再委託先における再々委託の相手方の監督方法

8 乙は、甲の承諾を得て再々委託を行う場合であっても、再々委託の契約内容にかかわらず、甲に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第12 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第9に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

（立入調査）

第13 甲は、乙がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、本特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを確認するため必要があると認めるときは、乙に報告を求めること及び乙の作業場所を立入調査することができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

（事故発生時における対応）

第14 乙は、この契約による事務の処理に関して個人情報の漏えい等があった場合は、当該漏えい等に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、前項の漏えい等があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該漏えい等に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。

3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければならない。

（契約の解除）

第15 甲は、乙が本特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

（損害賠償）

第16 乙は、本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。

著作権等取扱特記事項

(著作権者人格権等の帰属)

- 第1 実行委員会へ提出する看板等が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利（以下「著作者人格権」という。）及び同法第21条から第28条までに規定する権利（以下「著作権」という。）は受託者に帰属する。
- 2 実行委員会へ提出する看板等に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権（著作者人格権を有しない場合にあっては、著作権）は、提供した者に帰属する。ただし、実行委員会又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合については、当該第三者に帰属する。

(著作権の譲渡)

- 第2 実行委員会へ提出する看板等が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に県に譲渡する。
- 2 実行委員会へ提出する看板等の作成のために受託者が提供した実行委員会へ提出する看板等に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権（同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に実行委員会に譲渡する。
- 一 原稿
 - 二 原画
 - 三 写真
- 3 前二項に関し、次のいずれかの者に実行委員会へ提出する看板等及び当該実行委員会へ提出する看板等に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を受託者に譲渡させるものとする。
- 一 受託者の従業員
 - 二 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員
- 4 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれるものとする。

(著作者人格権)

- 第3 実行委員会は、実行委員会へ提出する看板等及び当該実行委員会へ提出する看板等に係る原稿、原画、写真その他の素材（以下「実行委員会へ提出する看板等」という。）が著作物に該当するとしないにもかかわらず、当該実行委員会へ提出する看板等の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該実行委員会へ提出する看板等が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名又は変名を変更すること（氏名又は変名を表示しないことを含む。）ができる。
- 2 受託者は、実行委員会へ提出する看板等が著作物に該当する場合において、実行委員会が当該著作物を利用するにあたり、その利用形態に応じてその内容を改変（表現又は題号の変更、翻訳、拡大、縮小、色調の変更、一部切除することをいう。以下同じ。）しようとするときは、その改変に同意する。また、実行委員会は、実行委員会へ提出する看板等が著作物に該当しない場合には、当該実行委員会へ提出する看板等の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 3 実行委員会は、実行委員会へ提出する看板等が著作物に該当する場合において、前項の改変を行うときにおいても、当該実行委員会へ提出する看板等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。
- 4 実行委員会は、実行委員会へ提出する看板等が著作物に該当する場合において、第2項以外の改変を行う場合には、あらかじめ受託者の承諾を得るものとする。

(保証)

第4 受託者は、実行委員会に対し、実行委員会へ提出する看板等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(実行委員会へ提出する看板等の電子データが入った納入物の提供)

第5 受託者は、実行委員会に対し、実行委員会へ提出する看板等の電子データが入った納入物（CD-R）を当該実行委員会へ提出する看板等の引渡し時に引き渡すものとする。

2 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。

3 第1項の実行委員会へ提出する看板等の電子データが入った納入物の所有権は、当該実行委員会へ提出する看板等の引渡し時に実行委員会に移転する。

添付資料

(ア) 農業フェスティバル会場エリア図 (案)

※エリアや催事内容は変更する場合がある。

第36回 岐阜県農業フェスティバル 会場エリア図（案）



(イ) 農業フェスティバルの主な資材類

※数量について別途事務局と調整のうえ決定するものとする

種 類	略号等	仕 様	数 量
テント	A-1	3,600×2,700、H約2,000、支柱4本	60張
	A-2	5,400×3,600、H約2,000、支柱6本	80張
展示用コマ	B	1,800×900×H700～750、天バ白ビニール バックパネル（1,800×H2,100、片面表装） 腰布（モスリン等）	55個
販売用コマ	C-1	1,800×900×H700～750、天バ白ビニール コボレ止め（90幅ヌキ板） 寸角1,800×H2,100の枠（コマ台に固定） 腰布（モスリン等）	85個
	C-2	寸角1,800×H2,100の枠 四角形の鋼版等固定用具を付け、枠の倒壊防止	5個
コマテーブル	D-1	1,800×900×H750～750、天バ白ビニール、 腰布（モスリン等）	60個
	D-2	1,800×900×H700～750、天バ白ビニール、 腰布（モスリン等） コボレ止め（90幅ヌキ板）	60個
	D-3	1,800×900×H700～750、天バに耐火ボード（P.B等） フード（H300～450程度、コマ台に固定）付き 腰布（モスリン等）	50個
テーブル	E-1	1,800×600×H700～750	170個
	E-2	1,800×600×H700～750、白ビニール付き又はケコミ付き	230個
	E-3	1,800×450×H700～750	10個
	E-4	1,800×450×H700～750、白ビニール付き	120個
丸テーブル	F	直径900、ビニール付き	5セット
名板	J	900×200、カラー4色、画像 （注）コマ、テント等への取り付けを含む 記載内容等は後日、事務局から指示	290枚
基本パーテーション	K	アリーナ内の外周を紅白幕（H1,800以上） 寸角等で設置（延べ約140m）	一式
テント仕切り	L	テント前面以外の3面を覆う紅白幕又はシート （約H2,000、テントブロック数と同セット）	一式
イス	M-1	折りたたみパイプイス（アリーナ内）※アリーナ備品	—
	M-2	折りたたみパイプイス 屋外テント内および県庁バス停にて使用	400脚
アルミベンチ		議会棟前飲食ブース用の利用者用の休憩スペースに設置 （注）歩行者の邪魔にならない位置に設置すること	25脚

（注）A-1～2：強風に耐えられるよう杭、鋳物のウェイト、砂袋等でそれぞれ固定。

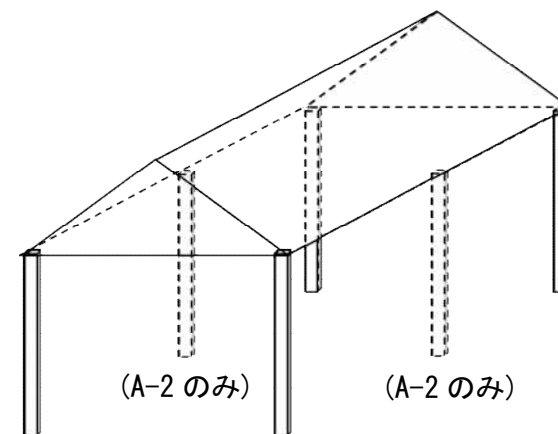
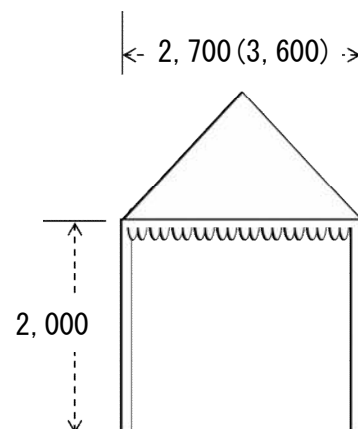
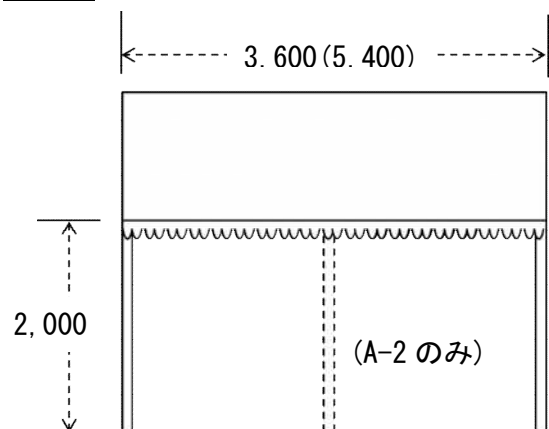
（注）B：パネル面はピン、画鋏が打ち込めるようにする。

（注）B、C-1、D-1～3：出展者要求時には、天板を補強。

（注）B、C-1、D-1～3、E-1～4：台の耐荷重は100kg。台は水平を保ち、ガタツキのないようにする。

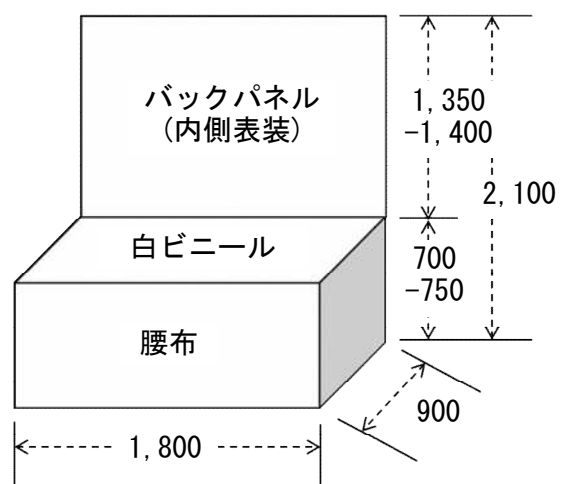
テント (A)

- | | | |
|-----|----------|-----------------------------|
| A-1 | (2小間テント) | 3,600×2,700×2,000 |
| A-2 | (3小間テント) | 5,400×3,600×2,000 (間口の支柱3本) |



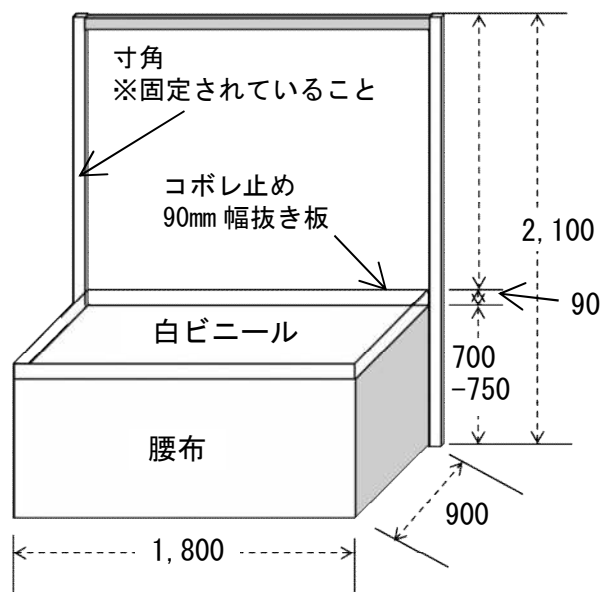
展示用コマ (B)

- ※バックパネルはピン、画鋏の打ち込みができること

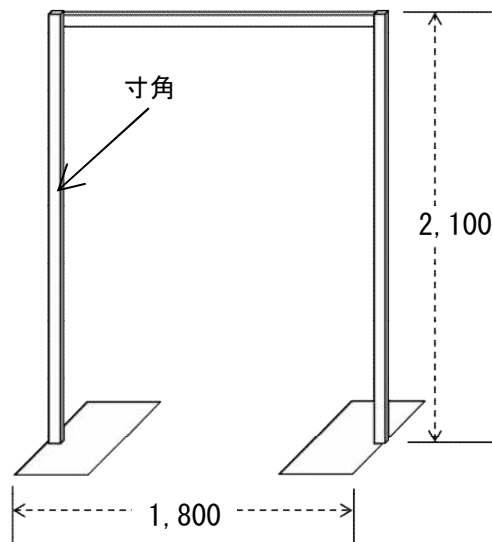


販売用コマ（C）

C-1（アリーナ内専用）

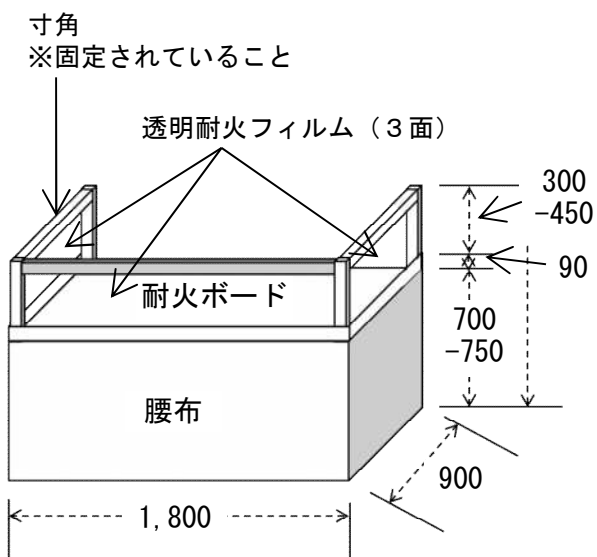


C-2（アリーナ内専用、販売台なし）



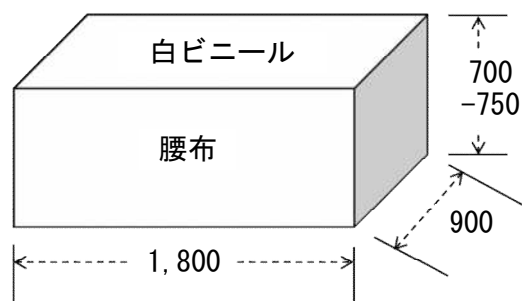
※固定用具は、四角鋼板とすること

D-3（火気用）

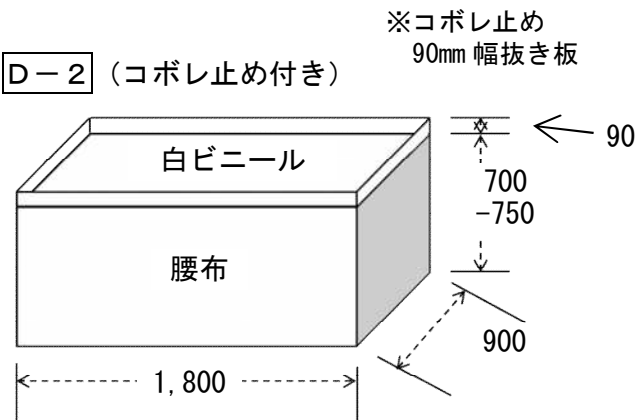


コマテーブル（D）

D-1



D-2（コボレ止め付き）

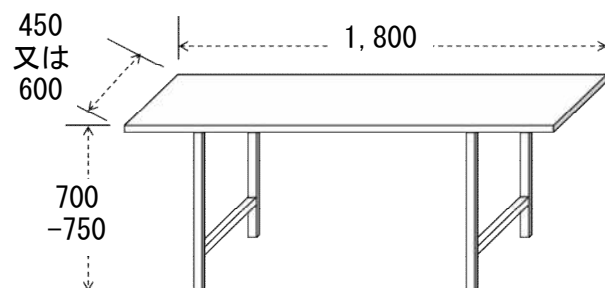


テーブル（E）

E-1・E-2 1,800×600×H700-750

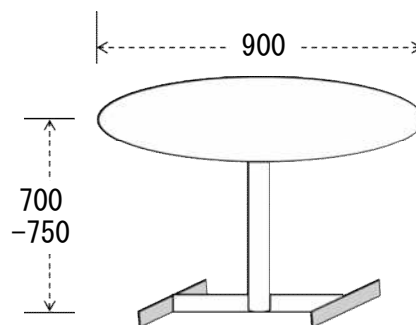
E-3・E-4 1,800×450×H700-750

（E-2・E-4は白ビニール又は白布付き）



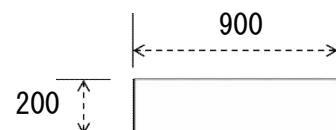
丸テーブル（F）

F（白ビニール付き）



名板（J）

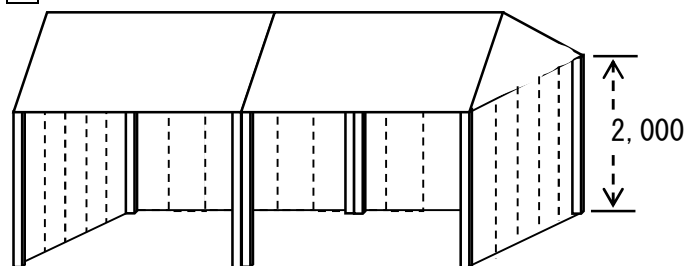
J



テント仕切り（L）

L

※テントの3面及び事務局が指示した場所を覆う幕



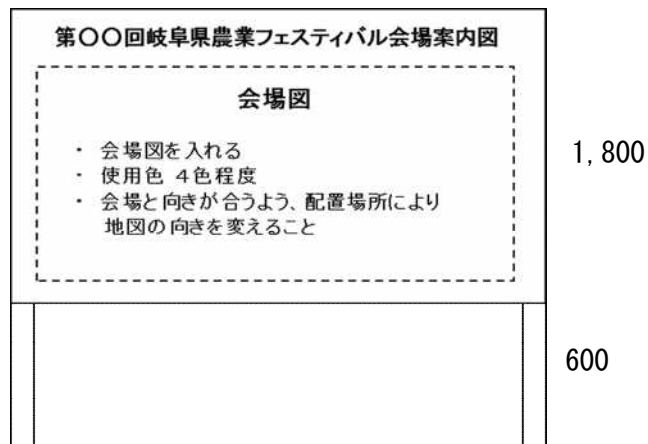
（ウ）農業フェスティバル 看板資材規格

※看板への記載内容について別途事務局と調整のうえ決定するものとする

会場案内看板（T）

T-1

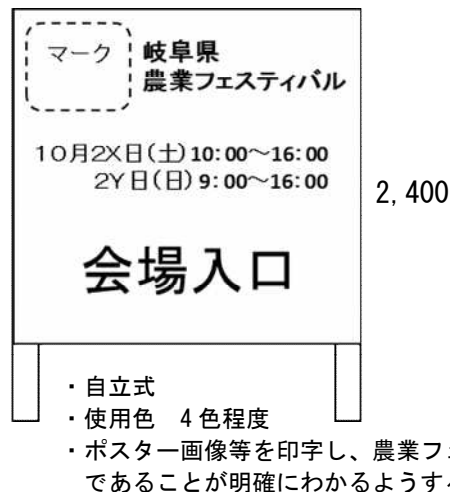
2,400



会場入口看板（T）

T-2

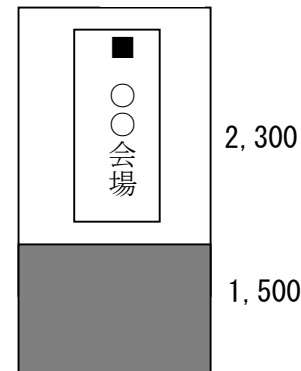
1,800



エリアサインタワー（T）

T-3

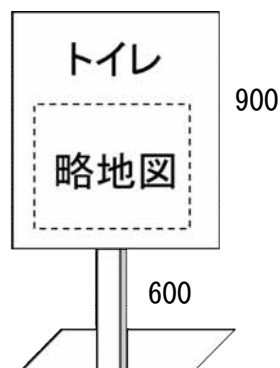
1,800



トイレ案内看板（T）

T-4 (屋内用)

600



- ・使用色 4色程度
- ・略地図にトイレ位置に併せ現在位置を示すこと

T-5 (屋外用)

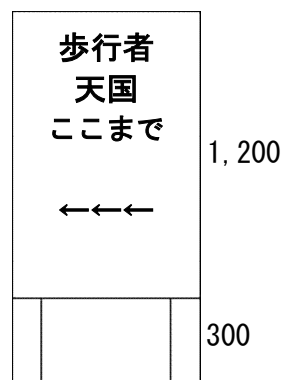
600



歩行者天国看板（T）

T-6

600

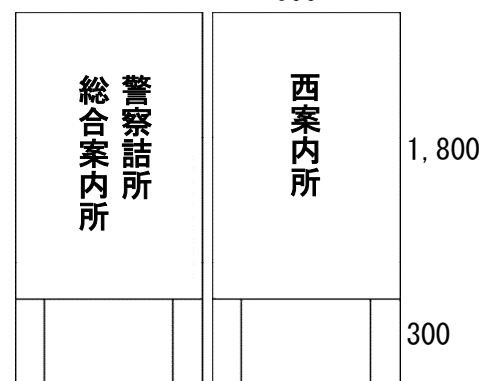


- ・縦書き可

案内所看板（T）

T-7

600



バス抽選看板（T）

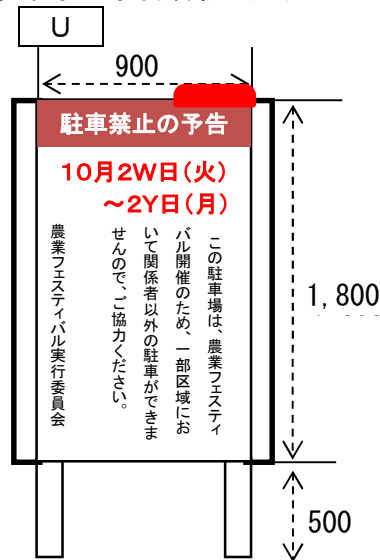
T-8

450



※ 看板は、文字を太くするなど、視認性が良くなるよう配慮すること

駐車禁止予告看板 (U)



- ・使用色 赤、黒
- ・両サイドに養生カバーを付けること
- ・上部に赤色点灯ランプを付けること
- ・2枚を上記のように組み合わせ、入退出とも視認できるように設置すること

通行止め予告看板 (V)



- ・使用色 赤、黒
- ・両サイドに養生カバーを付けること
- ・上部に赤色点灯ランプを付けること

交通規制看板 (W)

W-a



W-b



W-c



W-d



- ・使用色 4色程度
- ・道路脇の街路樹等に固定すること
固定物がない場合は自立させること
- ・両サイドに養生カバーを付けること
- ・上部に赤色点灯ランプを付けること
- ・設置にあたっては、通行者等の通行、視界の妨げにならないようにすること
- ・看板の文言は設置場所により変更がある

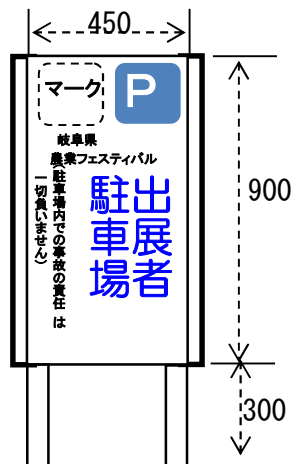
駐車場表示看板 (X)

X-1



駐車場表示看板 (X)

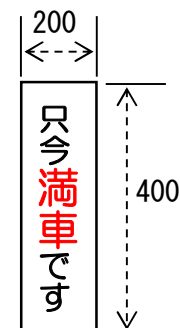
X-2



- ・使用色 4色
- ・駐車場柵等に固定または自立すること
- ・両サイドに養生カバーを付けること
- ・設置にあたっては、通行者等の通行、視界の妨げにならないようにすること

「満車」シート (X)

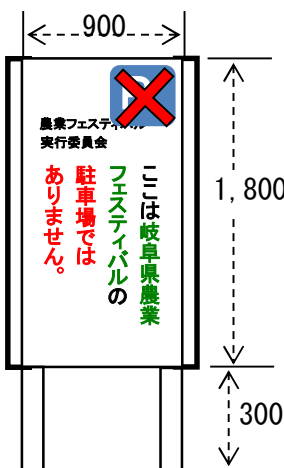
X-3



- ・使用色 赤、黒
- ・駐車場表示看板 (X-1、5、Y-1、2) に貼り付けて“満車”表示できるようにすること

駐車不可看板 (X)

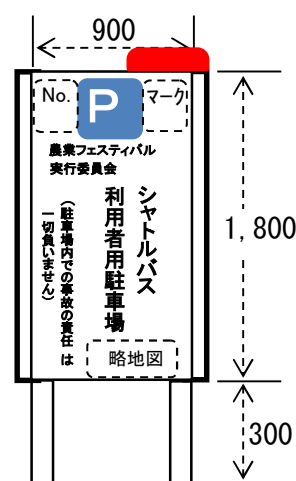
X-4



- ・使用色 4色
- ・駐車場柵等に固定または自立すること
- ・両サイドに養生カバーを付けること
- ・通行、視界の妨げにならないこと

シャトルバス
駐車場看板 (X)

X-5



シャトルバス
乗降場看板 (X)

X-6



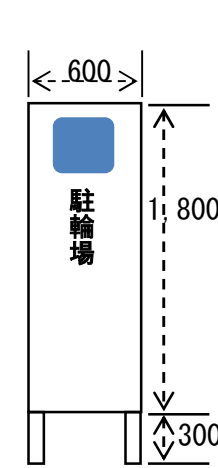
シャトルバス
休憩看板 (X)

X-7



駐輪場看板 (X)

X-8



- < X-5 ~ 8 >
- ・使用色 4色
 - ・固定または自立すること
 - ・通行、視界の妨げにならないこと
- < X-5 >
- ・両サイドに養生カバーを付けること
 - ・駐車場 No. を表示すること
 - ・最寄りのシャトルバス乗降場までの、略地図を入れること

駐車場案内看板（Ｙ）

Ｙ－１



シャトルバス駐車場案内看板（Ｙ）

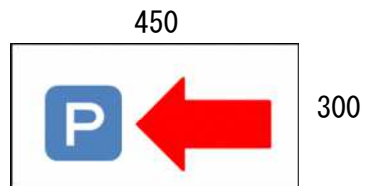
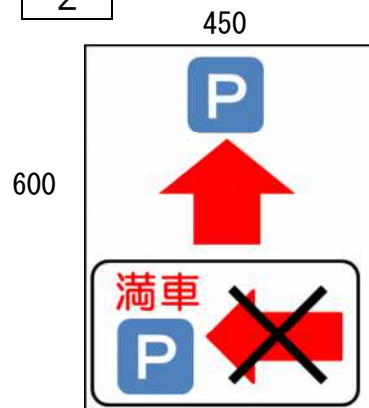
Ｙ－２



- ・使用色 4色
- ・駐車場柵等に固定または自立すること
- ・両サイドに養生カバーを付けること
- ・設置にあたっては、通行者等の通行、視界の妨げにならないようにすること
- ・矢印は、看板配置図 図7を参照すること

交通規制・満車時対応プラカード（Ｚ）

Ｚ



- ・図は一例である
- ・矢印配置は後日指示
- ・使用色 赤、青、緑、黒
- ・200cmの足付きとすること。

(エ) 第36回岐阜県農業フェスティバル 看板設置場所

※設置場所、数量について別途事務局と調整のうえ決定するものとする

図1 第36回岐阜県農業フェスティバル 会場案内図看板（T）配置図



図3 第36回岐阜県農業フェスティバル 通行止め予告看板（V）配置図

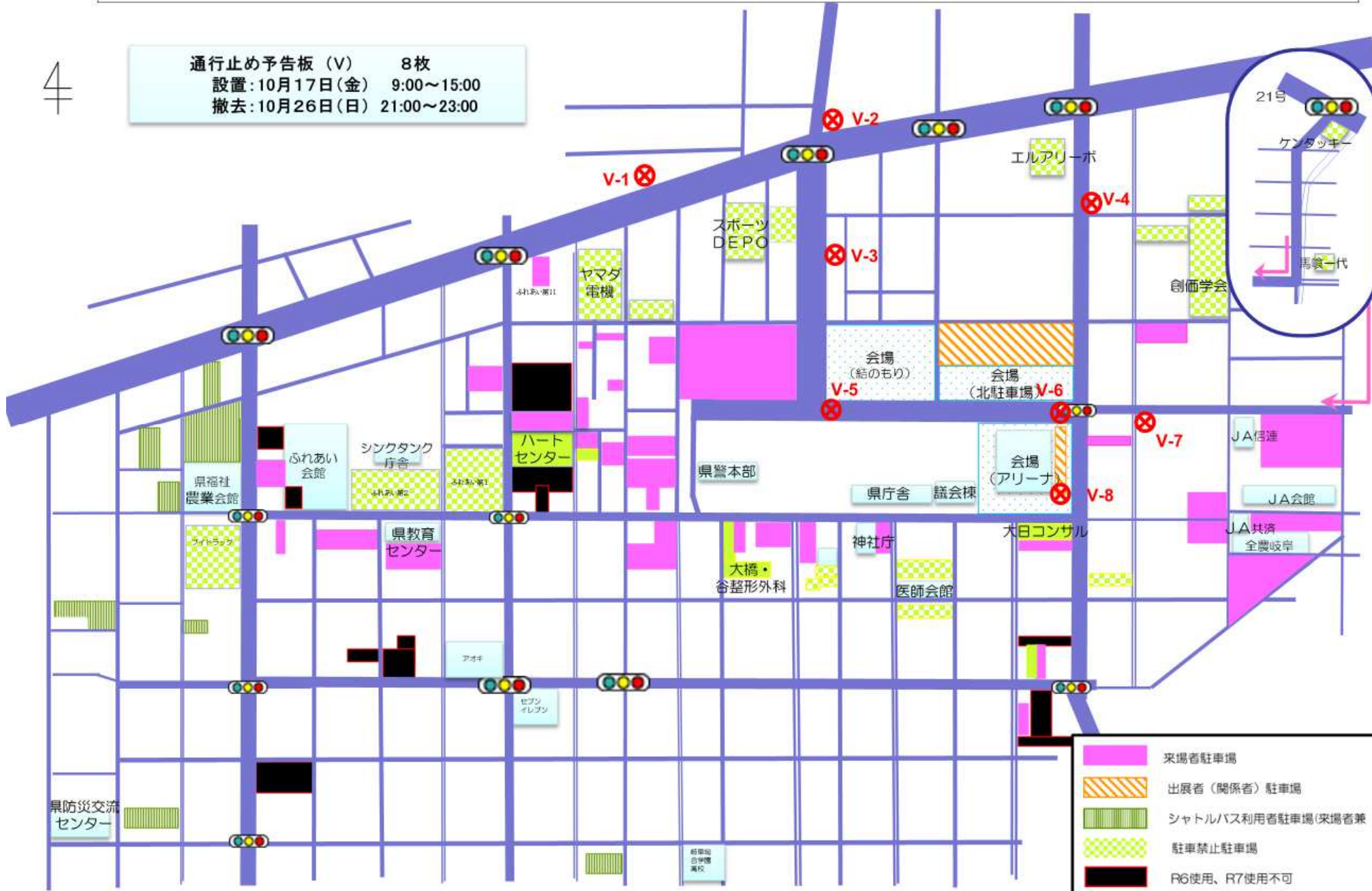
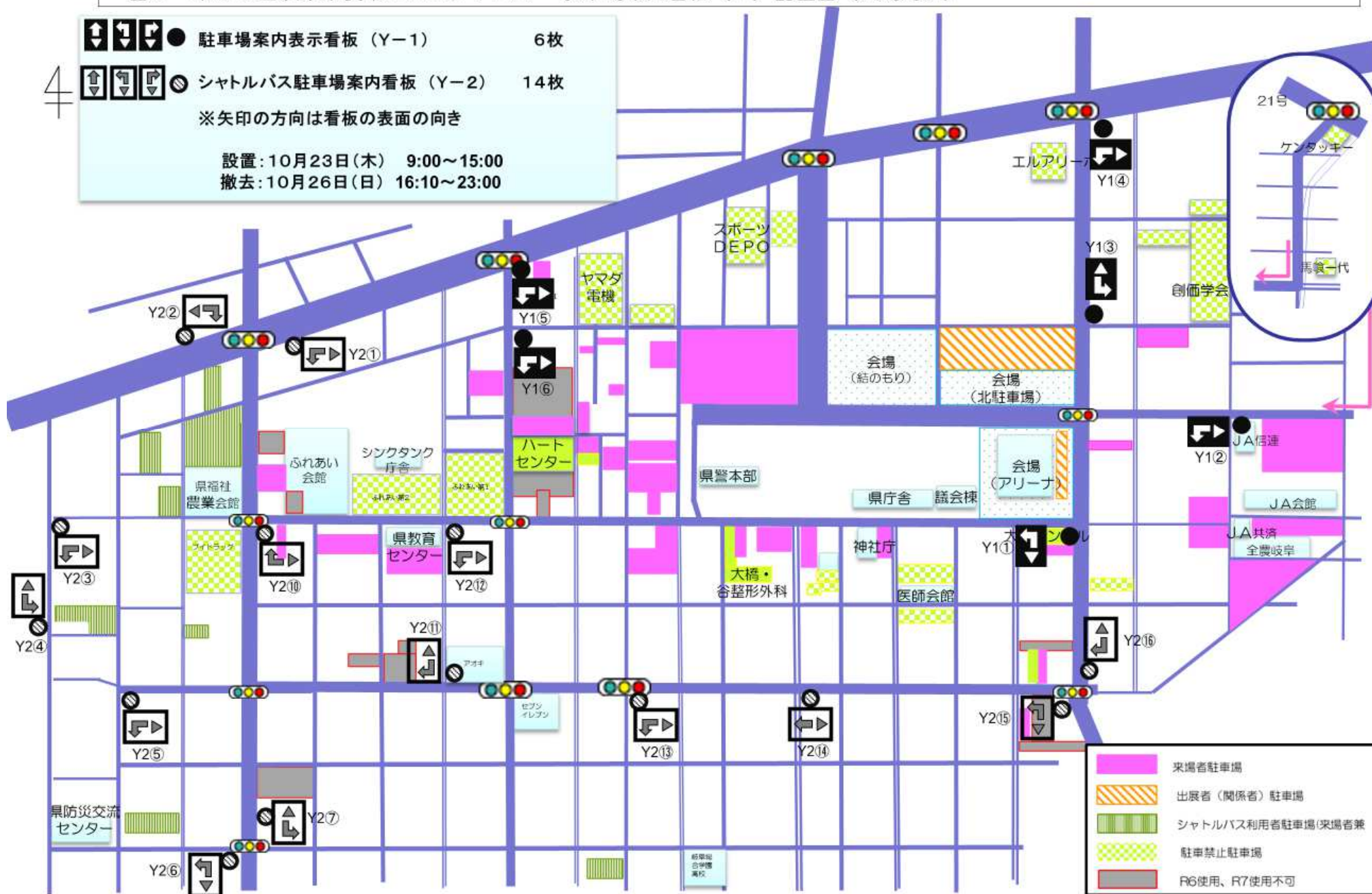


図4 第36回岐阜県農業フェスティバル 交通規制看板（W）配置図



図8 第36回岐阜県農業フェスティバル 駐車場案内看板（Y）配置図（会場周辺）



(参考) 第36回岐阜県農業フェスティバル来場者及び出展者駐車場一覧(予定)

区分	番号	駐車場名	R7台数
来場者駐車場	1	県庁 西－ 1	377
	2	県庁 立体駐車場 東	506
	3	県庁 立体駐車場 西	500
	4	農協会館 全農生活センター駐車場	150
	5	農協会館 南職員駐車場	86
	6	農協会館 北職員、来客者駐車場	166
	7	農協会館信連職員駐車場	69
	8	農協会館共済連職員駐車場	54
	9	創価学会岐阜文化会館 南－ 1 駐車場	47
	10	県庁 東 3 職員駐車場	27
	11	神社庁駐車場（神社庁舎東隣り）	20
	12	県庁 南 2 職員駐車場	130
	13	県庁 南 3 職員駐車場	38
	14	県庁 南 4 職員駐車場	45
	15	県庁 南 5 職員駐車場	116
	16	県庁 西 2 職員駐車場	138
	17	県庁 西 8 職員駐車場	58
	18	県庁 西 5 職員駐車場	56
	19	県庁 西 6 職員駐車場	12
	20	県庁 西 3 職員駐車場	11
	21	県庁 西 4 職員駐車場	12
	22	県庁 西 7 職員駐車場	6
	23	ハートセンター センター北駐車場（患者）	40
	24	ハートセンター センター北東駐車場（患者）	13
	25	ハートセンター センター東駐車場（職員）	50
	28	県庁 西 9 職員駐車場	56
	30	教育センター駐車場	100
	34	ＯＫＢふれあい会館 第 8 駐車場	20
	35	ＯＫＢふれあい会館 第 1 1 駐車場	10
	36	ＯＫＢふれあい会館 第 1 4 駐車場	12
	37	県庁 東 4 職員駐車場	25
	38	臨時職員駐車場 1	44
41	県庁 南 6 職員駐車場	22	
	小 計		3,016
シャトルバス利用者	A	福祉・農業会館 職員駐車場 北	49
	B	福祉・農業会館 職員駐車場 西－ 1	67
	C	福祉・農業会館 来館者駐車場	100
	D	福祉・農業会館 職員駐車場 西－ 2	36
	E	福祉・農業会館 職員駐車場 南－ 1	141
	F	福祉・農業会館 職員駐車場 南－ 2	14
	I	岐阜県防災交流センター東駐車場 （OKBふれあい会館第 1 3 駐車場）	65
	L	岐阜総合学園駐車場（仮） （旧：県庁 南 6 職員駐車場）	62
		小 計	
出展者等駐	ア	アリーナ北側駐車場	364
	イ	アリーナ駐車場（東側）	38
	小 計		402
	合 計		3,952

(オ) 農業フェスティバル ゴミ箱設置場所

※設置個所について別途事務局と調整のうえ決定するものとする

第36回岐阜県農業フェスティバル ごみ箱配置図



(カ) 第35回岐阜県農業フェスティバル電気設備（参考資料）

電気設備計画・アリーナ

出展者名	使用機器	使用数	1台あたりの電気容量	必要電気容量	100V	単相200V	夜間電気
株式会社JAぎふはつばいまるけ	冷凍庫	1	100	100	■	□	■
	冷蔵庫	1	492	492	■	□	□
株式会社 八天堂ファーム	5尺オープンショーケース	1	450	450	■	□	■
	冷凍コンパクトストッカー	1	100	100	■	□	■
inBox農園	冷凍庫	1	90	90	■	□	□
チータープリン	冷蔵ショーケース	1	200	200	■	□	■
NPO法人 南高梅の会	冷凍ストッカー42リットル	1	82	82	■	□	■
就労支援事業所あけぼの	冷蔵ショーケース	1	295	295	■	□	■
	卓上IH	1	900	900	■	□	□
	冷凍ストッカー	1	71	71	■	□	■
クラゲバン	卓上冷蔵ショーケース	1	210	210	■	□	□
社会福祉法人ナザレの村	冷凍ストッカー(持込み)	1	300	300	■	□	■
工房あんじゅ	モニター	2	1,000	2,000	■	□	□
株式会社コトモファーム	iPad	1	10	10	■	□	□
	iPhone	1	10	10	■	□	□
	キャッシュドロア	1	45	45	■	□	□
中電ウイング株式会社	DVDプレイヤー	1	50	50	■	□	□
	モニター	1	50	50	■	□	□
	冷凍庫	2	50	100	■	□	□
一般社団法人ひょうご若者自立支援センター	LEDライト	8	2	16	■	□	□
CuRA!	電気ケトル	1	600	600	■	□	□
株式会社LSエンジェリック	冷凍庫	1	75	75	■	□	□
合同会社おにぎりワークス	冷蔵庫	1	500	500	■	□	□
南国にしがわ農園	電気ケトル	1	1,100	1,100	■	□	□
株ウィズファーム&株ひだまり	簡易レジ	1	50	50	■	□	□
農福連携全国都道府県ネットワーク	ディスプレイ	1	200	200	■	□	□
	DVDプレイヤー	1	50	50	■	□	□
農福連携等応援コンソーシアム	ディスプレイ	1	200	200	■	□	□
	DVDプレイヤー	1	50	50	■	□	□

8,396

出展者名	使用機器	使用数	1台あたりの電気容量	必要電気容量	100V	単相200V	夜間電気
農業技術センター	ノートパソコン	2	45	90	■	□	□
	液晶モニター	1	36	36	■	□	□
岐阜県中山間農業研究所	LED照明	2	30	60	■	□	□
	ディスプレイ	1	60	60	■	□	□
	DVDプレイヤー	1	30	30	■	□	□
岐阜県畜産研究所	オーブントースター	1	500	500	■	□	□
岐阜県水産研究所	水槽ポンプ	2	12	24	■	□	■
	水槽蛍光灯	2	22	44	■	□	□
農産園芸課	モニター	1	10	10	■	□	□
「能登の里山里海」世界農業遺産活用実行委員会	タブレット	1	100	100	■	□	□
岐阜県漁業協同組合連合会	冷凍庫	1	91	91	■	□	■
有限会社新田製茶	電気ポット	2	800	1,600	■	□	□
	冷蔵ショーケース	1	50	50	■	□	□
株式会社谷田商店	ホットプレート	1	1,500	1,500	■	□	□
富山県	冷蔵OP	2	0	0	□	□	■
株式会社ウイン企画	冷蔵庫	1	350	350	■	□	■
インテグラル株式会社	照明	2	150	300	■	□	□
(公財)岐阜県アイバンク・臓器移植推進財団	電動ふうせんポンプ	1	110	110	■	□	□
岐阜県就農支援センター	ノートパソコン	1	7	7	■	□	□
	パソコンモニター	1	40	40	■	□	□
	VRゴーグル	1	4	4	■	□	□
気まぐれ料理店 きわみ	ホットメルトNH-60A	1	600	600	■	□	□
	電子レンジHaier JM-17E	1	1,150	1,150	■	□	□
富月	電子レジ	1	6	6	■	□	□
	ラベルプリンター7	1	55	55	■	□	□
ヤマキ農園	レジ	1	10	10	■	□	□
(株)大竹醤油醸造場	電磁調理器	1	1,000	1,000	■	□	□
	ライト(電池式)	4	0	0	□	□	□
	ポンプ	1	6	6	■	□	□
東海農政局岐阜県拠点	ノート型パソコン	1	100	100	■	□	□
	モニター(20インチクラス)	1	150	150	■	□	□
	スポットライト	6	80	480	■	□	□
岐阜県技術検査課・(一社)岐阜県建設業協会	PC	1	45	45	■	□	□
	モニター	1	26	26	■	□	□
一般財団法人 岐阜県蚕糸協会	湯沸かし器	2	1,000	2,000	■	□	□
岐阜県保健医療課	ベジチェック	1	100	100	■	□	□
	パソコン	1	100	100	■	□	□
	テレビ	1	100	100	■	□	□

10,933

電気設備計画・アリーナ外

出展者名	使用機器	使用数	1台あたりの電気容量	必要電気容量	100V	単相200V	夜間電気
八百津町茶部会	電気ポット	2	700	1,400	■	□	□
マルコ醸造株式会社	簡易冷蔵庫	1	350	350	■	□	□
美濃酪農農業協同組合連合会	冷蔵ショーケース	3	175	525	■	□	□
(有) 新世紀工房	電気ポット	2	1,000	2,000	■	□	□
関牛乳株式会社	冷凍庫	1	45	45	■	□	□
池田町茶販売組合	電気ポット	2	700	1,400	■	□	□
	香り機	1	100	100	■	□	□
きなあつ瑞浪	パソコン	2	100	200	■	□	□
	小型冷蔵庫	1	150	150	■	□	□
株式会社いび茶の里	電気ポット	2	700	1,400	■	□	□
御茸	電機保温ジャー	1	750	750	■	□	□
生活協同組合アイチョイス岐阜	ノートパソコン	1	150	150	■	□	□
三村 康之	冷凍庫	4	80	320	■	□	□
株式会社 みつばちの郷	冷凍庫	1	600	600	■	□	□
白川茶手もみ保存会	電熱ホイロ	1	1,600	1,600	■	□	□
白川町茶業振興会	電気ポット	1	700	700	■	□	□
	冷水ショーケース	1	303	303	■	□	□
株式会社東海近畿クボタ	モニター	2	100	200	■	□	□
	パソコン	2	30	60	■	□	□
農政課スマート農業推進室	モニター	4	60	240	■	□	□
	パソコン	4	30	120	■	□	□
岐阜県茶業組合	湯沸かしポット	2	800	1,600	■	□	□
岐阜南警察署	反射測定器	3	200	600	■	□	□
	留守電電話機	2	200	400	■	□	□
一般社団法人日本自動車連盟岐阜支部	シートベルト効果体験車	1	1,500	1,500	■	□	□
	PC	2	60	120	■	□	□
	プリンター	2	19	38	■	□	□

16,871

電気設備計画・公園

出展者名	使用機器	使用数	1台あたりの電気容量	必要電気容量	単相200V	夜間電気
岐阜県農業協同組合中央会	音響機材	1	6,000	6,000	□	□
全国共済農業協同組合連合会 岐阜県本部	身体能力測定機器	2	20	40	□	□
岐阜県厚生農業協同組合連合会	健康測定器	1	250	250	□	□
岐阜県内農業高等学校 (事務局: 岐阜農林高校)	レジスター	3	30	90	□	□
	冷凍庫	2	200	400	□	□
一般社団法人岐阜県畜産協会 (岐阜県肉用牛協会)	扇風機	2	100	200	□	□
	マイク付きスピーカー	1	100	100	□	□
岐阜県 地域スポーツ課	パソコン	1	100	100	□	□
	モニター	1	100	100	□	□
農政部農政課笠松競馬支援室	パソコン・モニター	1	100	100	□	□
農産物流通課	PC	1	100	100	□	□
農政部農政課政策企画係	PC、モニター	1	100	100	□	□
岐阜県 脱炭素社会推進課	パソコン	1	10	10	□	□
	モニター	1	40	40	□	□
岐阜県 環境生活政策課	パソコン	1	30	30	□	□
里川・水産振興課	上部ろ過	3	20	60	□	■
	ブローア	3	20	60	□	■
岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課	マイクロエアー	1	450	450	□	□
農地整備課・農村振興課	DVDプレイヤー	1	30	30	□	□
岐阜県土地改良事業団体連合会	PC	1	100	100	□	□
	プロジェクタ	1	400	400	□	□
JA全農岐阜	テレビ	1	100	100	□	□
	DVDポータブルプレーヤー	1	100	100	□	□
一般社団法人岐阜県畜産協会 (岐阜県養豚協会)	マイク付きスピーカー	1	100	100	□	□

9,060

電気設備計画
・アリーナ
北駐車場

出展者名	使用機器	使用数	1台あたりの電気容量	必要電気容量	単相200V	夜間電気
丹羽商店	冷凍庫	2	300	600	□	□
明宝特産物加工(株)	保温器	1	500	500	□	□
	卓上冷蔵庫・冷蔵ケース	1	600	600	□	□
	冷凍ストッカー	1	600	600	□	□
株式会社キサラエファールカンパニーズ	保温ショーケース (ホットウォーマー)	1	450	450	□	□
	保温ジャー・スーブジャー	2	400	800	□	□
	冷凍庫	1	600	600	□	□
(株)藤よし	ホットボックス	1	400	400	□	□
	冷蔵庫	1	110	110	□	□
AVALON802	ウォーマー	1	950	950	□	□
	冷蔵庫	1	300	300	□	□
	ストッカー	1	100	100	□	□
佐竹カンパニー	冷蔵庫	1	1000	1000	□	□
兎月園	レジスター	1	100	100	□	□
ぶん家	冷蔵庫	2	350	700	□	□
株式会社パートナーAI	ホットウォーマー	2	300	600	□	□
	冷凍庫	2	250	500	□	□
株式会社 シーポート 一般財団法人岐阜県魚苗センター	冷凍ストッカー	1	800	800	□	□
	冷蔵庫	1	160	160	□	□
	保温機	1	160	160	□	□
JA全農岐阜	ホットショーケース大	1	700	700	□	□
	ホットショーケース小	2	400	800	□	□
	冷蔵庫	1	200	200	□	□
	冷蔵冷凍庫	1	650	650	□	□
	ビールサーバー	2	340	680	□	□
	保温ジャー	2	77	154	□	□
	冷蔵冷凍庫	1	600	600	□	□
CURACION株式会社	電気保温ジャー	2	72	144	□	□
	IHヒーター	1	1,000	1,000	□	□
	冷凍ストッカー	1	270	270	□	□
株式会社 LSふぁーむ	ホットプレート	4	1,350	1,350	□	□
	冷蔵庫	1	60	60	□	□
株式会社 紫屋	冷凍ストッカー	1	600	600	□	□
	ディッピングケース	1	800	800	□	□
有限会社ぼてっクラブ	冷凍庫	2	58	116	□	□
なっとくとも美河フランク 下呂っち	冷凍庫	1	128	128	□	□
ネクスト ドア	冷凍庫(揚物用)	1	150	150	□	□
	保温庫	2	400	800	□	□
	冷蔵庫(焼きめん類用)	1	150	150	□	□
ごだわり中華屋 萬天龍	冷蔵庫	1	100	100	□	□
株式会社ナガヤワークス	冷凍庫	1	200	200	□	□
ぎふジビエ協会	ホットプレート	2	700	1,400	□	□
	ウォーマー	1	60	60	□	□
郡上淡水魚株式会社	冷凍庫	1	150	150	□	□
話食楽 鮎 ささめ	ホットショーケース	1	600	600	□	□
	冷蔵庫	1	45	45	□	□
洞戸特産物等販売促進協会	冷凍庫	1	180	180	□	□
有限会社ワールドサンメッセ	保温器	2	300	600	□	□
	冷凍ストッカー	2	300	600	□	□
	粉まぜドリル	1	200	200	□	□
きぬや	冷凍庫	1	800	800	□	□
	ホットプレート	1	600	600	□	□
	クーラーボックス	1	600	600	□	□
バー&ダイニング バニラ	冷凍庫	1	128	128	□	□
SPICIA合同会社	電子レンジ	1	700	700	□	□
	エアフライ	1	800	800	□	□
飛騨生のこもり	冷蔵庫	1	50	50	□	□
(有)鈴木商事	保温機	1	300	300	□	□
木虎ノ箱	冷蔵機器(予備含む)	1	310	310	□	□
	ホットショーケース	1	200	200	□	□
	エアレジ	1	50	50	□	□
新世界	冷凍庫	1	500	500	□	□
	水中ポンプ	1	500	500	□	□
清流長良川あゆパーク	冷蔵庫	1	160	160	□	□
	保温機	1	160	160	□	□
株式会社 東和	冷蔵庫(コールドテーブル)	1	300	300	□	□
株式会社東海応用生物研究所	冷蔵庫	1	72	72	□	□
微酔本炉	ホットショーケース	1	600	600	□	□
	ストッカー	1	75	75	□	□
(株)森本工房	コーヒーメーカー	1	1,420	1,420	□	□
	冷蔵庫・冷蔵冷凍庫	1	1,195	1,195	□	□
	レジ	1	100	100	□	□
かみのほゆず株式会社	ホットプレート	1	1,100	1,100	□	□
	フードケース	1	100	100	□	□
	冷蔵庫	1	100	100	□	□
東美濃栗振興協議会	栗焼き機(プロパン併用)	2	1,500	3,000	□	□
郡上フランク	冷蔵庫	1	100	100	□	□
さるちゃん牧場	冷凍ディッピングケース	1	700	700	□	□
	冷凍ストッカー	1	400	400	□	□
鶏ちゃん合衆国 株式会社1年1組	保温庫	2	400	800	□	□
るんるん食品	攪拌器	1	860	860	□	□
	冷凍庫	1	300	300	□	□
あけぼのや	保温庫	3	500	1,500	□	□

42,097

電気設備計画・キッチンカーコーナー

出展者名	使用機器	使用数	1台あたりの 電気容量	必要 電気容量	100V	単相 200V	夜間電気
Cars dining DAN	冷蔵庫等	1	1,500	1,500	■	□	□
美濃屋（クロノス）	冷蔵庫等	1	1,500	1,500	■	□	□
Pizzeria Cielo	冷蔵庫等	1	1,500	1,500	■	□	□
麺匠彩どり.	冷蔵庫等	1	1,500	1,500	■	□	□
ブラザー69/rainbow	冷蔵庫等	1	1,500	1,500	■	□	□
Tropical ketchups	冷蔵庫等	1	1,500	1,500	■	□	□
シーハウス26	冷蔵庫等	1	1,500	1,500	■	□	□
はなまるキッチン	冷蔵庫等	1	1,500	1,500	■	□	□
デリディコンパーニョ	冷蔵庫等	1	1,500	1,500	■	□	□
まーさん	冷蔵庫等	1	1,500	1,500	■	□	□
Grand Gyros & Kebab	冷蔵庫等	1	1,500	1,500	■	□	□
スターキッチン	冷蔵庫等	1	1,500	1,500	■	□	□
	冷蔵庫等	1	1,500	1,500	■	□	□
kitchen Leo	冷蔵庫等	1	1,500	1,500	■	□	□
たこ本舗	冷蔵庫等	1	1,500	1,500	■	□	□
大磯屋製麺所	冷蔵庫等	1	1,500	1,500	■	□	□

24,000

(キ) 岐阜県農業フェスティバル会場給排水図

